

JLPGA トーナメント運営管理規程

日本女子プロゴルフ協会（以下、「JLPGA」という。）ならびに JLPGA トーナメントの主催者及び共催者は、安全で快適な開催コースでの JLPGA トーナメント観戦を提供するため、JLPGA トーナメント運営管理規程に沿ってゴルフトーナメント運営をおこなっております。

観戦にあたっては、当該規程を遵守くださいますようお願いいたします。

来場者には、当該規程を守っていただくよう呼びかけ、禁止行為やセキュリティ上問題となる行為が行われた場合には、退場や入場禁止の処分に従っていただく場合もあります。

なお、当該行為が当該規程に抵触するか否かについては、主催者等（JLPGA が主催または共催するトーナメントについては JLPGA、それ以外のトーナメントについては当該トーナメントの主催者または共催者をいう。以下同じ。）が最終的に判断させていただきます。

第 1 条（目的）

この規程は、JLPGA トーナメントの円滑で安全な運営を確保し、且つ、JLPGA トーナメントの来場者、JLPGA 定款第 5 条の会員、JLPGA の理事、監事、名誉会長、顧問、相談役、事務局職員、JLPGA 競技委員、選手（JLPGA トーナメントに出場する者をいう。以下同じ。）、選手のサポートスタッフ（コーチ、トレーナー、マネージャー、プロサー ビス、キャディー及び選手の親族を含むがこれらに限られない。）、その他 JLPGA に関連する者（以下これらの者を総称して「JLPGA 関係者等」という。）の安全を確保することを目的とする。

第 2 条（定義）

以下の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) JLPGA トーナメント JLPGA ツアー、JLPGA ステップ・アップ・ツアー及び JLPGA レジェンズ ツアーの競技の総称をいう。
- (2) 施設等 JLPGA トーナメントの開催会場内及び JLPGA が承認した前夜祭等の JLPGA トーナメントに付随するイベント会場内とする。
- (3) 観客等 施設等に存在する全ての者をいう。
- (4) 運営担当等 主催者等の任命を受け、JLPGA トーナメントにおける安全確保のため業務に従事する運営担当及びセキュリティ担当をいう。
- (5) 警備従事員 JLPGA トーナメントにおける安全確保のため、主催者等が任命した者をいう。

第 3 条（持ち込み禁止物）

観客等は、主催者等が特に必要と認めた場合を除き、以下の各号に掲げる物を施設等に持ち込むことはできない。

- (1) 花火、爆竹、発煙筒、煙玉、銃刀類・毒劇物等法令に抵触する物、殺虫剤、ドライアイス、エアガン・バネ式鉄砲、鳴り物（笛・ホイッスル、太鼓・トランペット等）、拡声器、ガスホーン、ビン・カン類、ドローン、調理器具、レーザービーム、ペット（盲導犬、聴導犬を除く）、掲示板、立て看板、発光や反射するような素材の物及び風船など割れやすい物
- (2) 以下に該当すると主催者等が判断した横断幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、

印刷物その他これに類する一切の物

- ① 政治的、思想的、宗教的主義、主張または観念を表示しまたは連想させるもの
 - ② 差別的、侮辱的な内容、表現を含むもの
 - ③ 選手を応援または鼓舞する目的が認められないもの
 - ④ その他社会通念上不適切な内容と認められるもの
- (3) 特定の会社または営利企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示した物（特定の会社、製品等を連想させる物を含むがこれに限られない）
 - (4) 前各号に定めるものの他、主催者等が事前に持ち込み禁止を明示した物
 - (5) その他運営担当等または警備従事員が持ち込みを禁止した一切の物（運営担当等または警備従事員が面前で持ち込み禁止を明示した物を含む）

第4条（禁止行為）

観客等は、主催者等が特に必要と認めた場合を除き、施設等において以下の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) JLPGA トーナメントの開催会場内におけるロープの張ってある区域内（以下、「フィールド」という。）への物品投げ込み、フィールドへの進入
- (2) 正当なチケットまたは通行証を所持せず JLPGA トーナメントの開催会場内に入場する行為、または入場禁止となっているにも関わらず入場する行為。
- (3) 抗議集会、デモ等試合の円滑な運営を阻害するおそれのある行為
- (4) アルコール、薬物その他物質の影響により正常な判断ができないおそれのある酩酊状態で施設等に入場する、または施設等において酩酊状態となり、試合運営または他人の行為等を阻害する行為
- (5) 勧誘、演説、集会、布教その他観戦目的以外の行為
- (6) 所定の場所以外に車両または自転車を乗り入れ、もしくは所定の場所以外において駐車または駐輪する行為
- (7) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為
- (8) 所定の場所以外にゴミその他汚物を廃棄する行為
- (9) JLPGA トーナメント（本条においては JLPGA トーナメント前後に行われる練習等を含むが、本戦表彰式は除くものとする）及び観客等の写真撮影または動画撮影
- (10) JLPGA トーナメントの音声または映像の全部または一部を、インターネットその他メディアを通じて配信する行為
- (11) 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自等に関する差別的あるいは侮辱的その他社会通念上不適切な発言または行為
- (12) 正当な理由なく、運営担当等呼び出し、観戦ルール等の説明を求める行為
- (13) 暴力、設備・備品等の破壊、他人の物の窃取その他法令に抵触する行為
- (14) 会場内の設備に横断幕を掲載する行為。
- (15) 横断幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物その他これに類する一切の選手応援物を掲げること等による他の観客の観戦を妨げる行為
- (16) 前各号に定めるものの他、主催者等が事前に禁止を明示した行為
- (17) その他運営担当等または警備従事員が禁止する一切の行為（運営担当等または警備従事員が面前で

禁止と明示した行為も含む)

第5条（遵守事項）

観客等は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) チケット、身分証明書、通行証等の提示を求められたときは、これを提示すること
- (2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること
- (3) 事件・事故が発生し、または発生することが予想される場合は、警備従事員または治安当局の指示、案内、誘導等に従い行動すること
- (4) その他主催者等が求める一切の事項

第6条（同意事項）

観客等は次の各号に定める事項に同意するものとします。

- (1) 施設等において、JLPGA または JLPGA が指定した者が、大会中継等での使用を目的として、観客等個人の肖像や個人の持ち物等を含む映像を撮影すること。
- (2) 前号に定める映像の全部またはその一部（静止画を含む）が、大会中継等での使用以外に以下の用途で使用される場合があること。
 - ① 施設内大型映像装置および場内に設置された各種モニターでの使用
 - ② JLPGA 公式メディアでの使用
 - ③ ニュース番組・関連メディア等での使用
 - ④ JLPGA または JLPGA に指定された者が制作する映像作品等の制作物および各種販売物等での使用

第7条（反社会的勢力の排除）

主催者等は、以下の各号に該当する者に対し、次条に基づき入場を拒否することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）
- (2) 自己または第三者の利益を図る目的等で反社会的勢力を利用している者
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に関与をしている者
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) その他入場を拒否する相当の理由があると主催者等が判断した者

第8条（入場拒否、退場命令、物の没収）

1. 主催者等は、第3条から第5条に違反した者または前条に該当する者の入場を拒否し、施設等からの退場を命じ、および第3条各号に掲げる物の没収等必要な措置をとることができる。
2. 主催者等は、前項に該当する者に対し、主催者等が被った損害の賠償を請求することができる。